平成２１年（フ）第１８３０号
名古屋市東区東桜１丁目８番７号　葵ビル401、住民票上の住所岐阜県大垣市室町２丁目60番地
債務者　江木　義宏
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１号
盛岡市猪去三枚橋10番地９
債務者　岸本　　護
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４１２号
盛岡市永井24地割50番地70　ビューラー多賀105号
債務者　中嶋　三男
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７７号
岩手県北上市北鬼柳25地割35―１　ヴィラキャットＡ201、住民票上の住所岩手県八幡平市曲田224番地３
債務者　畠山　正栄
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大石渡７番地１共信荘Ａ―７号、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢467番地10
債務者　菊地　繁喜
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８７１号
さいたま市大宮区三橋２丁目68番地
債務者　瀧澤　健男
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８９１号
さいたま市浦和区針ヶ谷４丁目１番１号３―1304
債務者　和田　　恵（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９０７号
埼玉県川口市大字芝3920番地の７
債務者　千葉　位子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４２号
さいたま市緑区東浦和２丁目４番地12　県営井沼方団地１号棟406号室
債務者　土居　臣博
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２４２号
埼玉県草加市青柳８丁目28番３号
債務者　海藤　裕美（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８２号
埼玉県吉川市高富１丁目５番地９　デルー・フュンフト305号、旧住所東京都中央区日本橋箱崎町44番５―Ｂ807号
債務者　渡邉　正勝
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
埼玉県越谷市南越谷３丁目１番38号　レディス・ピア２―101号、旧住所福岡県大牟田市柿園町１丁目１番地３　柿園ハイツ6010号
債務者　黒肥地ひとみ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６０号
埼玉県春日部市豊町６丁目１番地４田中荘12号
債務者　斉藤　　聡
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３９２号
埼玉県川越市大字砂久保73番地１
債務者　長原真由美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４１３号
埼玉県川越市南大塚１丁目17番地19　サンリット永久保102号室
債務者　板野美由紀
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４１号
埼玉県狭山市柏原15番地の21
債務者　鈴木トミヱ
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１４６号
千葉県山武郡大網白里町北今泉2961番地13
債務者　梶原美也子
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係